

企業向け労務管理セミナー

令和5（2023）年3月31日で、中小企業主に対する「月60時間超の法定時間外労働の割増賃金率」の引き上げ猶予が終了となり、企業においては人件費の増加に繋がります。これを機に、時間外労働を削減するとともに、改正に向けてどのような取り組みが必要かを知っておくことが重要になってきます。

また、近年、仕事による強いストレスが原因で精神障害を発症して労災認定される労働者も増加傾向にあり、企業にとって人的損失による生産性低下等が危惧される状況において、職場におけるメンタルヘルス対策の取り組みは、大変重要な課題となっています。

今回のセミナーでは、「長時間労働是正」と「メンタルヘルス対策」をテーマとして、企業が対応すべき実務上のポイントについて解説します。

令和4年 **12月1日**（木）

藤沢市役所 本庁舎 8階 8-1,2会議室

参加無料

令和5年4月1日から中小企業の時間外労働割増賃金率が引き上げられます！

第1部
10:00~12:00

長時間労働是正のために労務管理者が取り組むべき対策

講師：オフィスパドマ社会保険労務士前迫京美事務所

社会保険労務士 前迫 京美 氏

第2部
14:00~16:00

中小企業が取り組むメンタルヘルス対策

講師：社会保険労務士法人中村・中辻事務所

社会保険労務士 中辻 めぐみ 氏

対象

企業経営者、人事労務担当者など

定員

各回 45名 事前申込制(先着順)

申込方法

ホームページから(e-kanagawaによる電子申請)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dh3/cnt/f7598/>

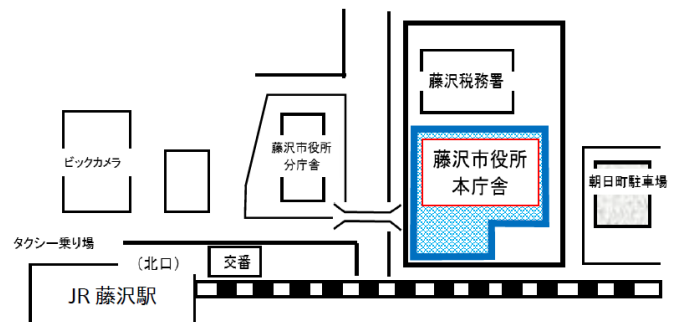
かながわ労働センター湘南支所

検索

【会場案内】藤沢市役所 本庁舎

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

(JR藤沢駅北口から徒歩5分)



【ご注意】

- ・新型コロナウイルス感染症の状況や天災等やむをえない事情により、講座の中止又は内容を変更する場合があります。
- ・かながわ労働センター湘南支所のホームページ、【受講にあたっての注意事項】をご確認の上、お申込みください。

共催：神奈川県かながわ労働センター湘南支所（問合せ 0463-22-2711(代)）、藤沢市

後援：平塚市、茅ヶ崎市、寒川町、平塚商工会議所、藤沢商工会議所、茅ヶ崎商工会議所、寒川町商工会